

衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月11日（金）、第7回の委員会が開かれました。

1 葉梨法務大臣から発言がありました。

2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・葉梨法務大臣、門山法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）津島淳君（自民）、平林晃君（公明）、米山隆一君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、寺田学君（立憲）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

津島淳君（自民）

11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言

- ア 外務省と法務省は票とお金に縁がない旨の発言を撤回したことについての法務大臣の心境
- イ 挨拶で死刑を取り上げたことについての法務大臣の現在の認識
- ウ 法務大臣の職責についての認識

平林晃君（公明）

11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言

- ア 法務大臣の職責についての認識
- イ 「朝、死刑執行のはんこを押して、昼のニュースのトップになるのはそういう時だけという地味な役職」との発言に対する批判についての法務大臣の認識
- ウ 11月9日の死刑に関する発言と同趣旨の発言を10月にも2度していることについての法務大臣の認識
- エ 発言により法案審議に影響が出ていることについての法務大臣の認識
- オ 内閣総理大臣が「説明責任を徹底的に」と発言した理由及びこの指示の実行方法についての法務大臣の認識

米山隆一君（立憲）

11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言

- ア 法務大臣の一連の不適切な発言に関する事実関係の確認
- イ 参議院法務委員会での説明における事実の隠蔽又は矮小化の有無
- ウ 武井副大臣パーティー以外のパーティー等においても同趣旨の発言をしていた事実を官房長官及び内閣総理大臣に昨日の時点で報告しているか否かの確認
- エ 政治資金パーティーにおいて死刑に関する発言を繰り返し行っていた事実の確認
- オ 法務大臣の不適切な発言を政治資金パーティーに出席していた自由民主党議員が制止しなかったことの確認
- カ 法務大臣が法務副大臣時代に関わった死刑執行の決裁において検討された要素
- キ 法務副大臣として死刑の執行命令の決裁に関与した時に刑が執行されれば法務大臣は昼のトップニュースを飾ると考えていたか否かの確認
- ク 今回の報道により死刑に関して公正な職務の執行ができなくなったことにより法務大臣の職を辞する必要性
- ケ 法務大臣就任以降の自身の政治資金パーティー開催の有無

- コ 昨年の法務大臣の政治資金管理団体の収入及び支出の総額
- サ 文書通信交通滞在費を含む昨年の国会議員の歳費の額
- シ 法務大臣としての俸給の額
- ス 実際の収入総額に照らしての「法務大臣はもうからない」という趣旨の発言の真意
- セ 当該発言時に「もうかる」と想定していた大臣の担当府省
- ソ 利権を用いて会社等に政治資金パーティー券を購入してもらうことは収賄罪に該当するとの指摘に対する法務大臣の見解
- タ 経済官庁の大臣になれば法務大臣以上の政治資金を集めることができるという自由民主党内での共通認識の有無
- チ 法務大臣挨拶に述べた法治主義の原則を自身に当てはめて法務大臣の職を辞する必要性

鎌田さゆり君（立憲）

- 11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言
 - ア 11月11日の閣議の有無及びその時の内閣総理大臣との会話内容
 - イ 問題となっている発言を当初は撤回せずに当日の委員会で撤回するとした理由
 - ウ 発言を撤回してもなお内閣総理大臣は「丁寧な説明をするように」という指示にとどまっていることの確認
 - エ 「死刑のはんこ」という言葉がインターネット上でトレンド入りしていた事実についての法務大臣の認識
 - オ 死刑執行の検討のための記録は一つの事件で200冊から300冊に及ぶことも珍しくないという事実についての法務大臣の認識
 - カ 重い責務と使命を担って死刑に関わる法務省職員への責任をとるため法務大臣が自ら辞職をする必要性
 - キ 11月28日及び29日にベルリンで開催されるG7法務大臣会合に法務大臣自らが出席する意向の有無
 - ク G7法務大臣会合には副大臣以下が対応するようにとの内閣総理大臣からの指示の有無
 - ケ 一刻も早い法務行政の信頼回復のために自ら法務大臣の職を辞する必要性

寺田学君（立憲）

- 11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言
 - ア 法務大臣にとっての死刑囚の存在
 - イ 死刑囚であっても一人の人間であると以前から考えていたにもかかわらず法務大臣が死刑に関する軽率な発言を行った事実の確認
 - ウ 11月9日以外の会合で行っていた死刑に関する同趣旨の発言を前日の参議院法務委員会で撤回しなかった理由及びその必要性についての認識の有無
 - エ 11月9日以外の会合での発言を撤回する必要性を認識した時期
 - オ 内閣総理大臣が11月9日の死刑に関する発言と同趣旨の発言を複数の会合でしていたとの報告を受けた上で説明責任を果たして続投するよう指示したことの確認
 - カ 法務大臣が自ら軽率と認める発言を複数の会合で繰り返し行った理由
 - キ 今後も職務を継続して死刑執行の命令を行う意思の有無
 - ク 法務大臣を続けるとする理由
 - ケ 法務行政の重要性を国民に伝えるために法務大臣の職を辞する必要性
 - コ 11月9日のパーティーで旧統一教会問題について「抱きつかれる」という表現を用いた趣旨
 - サ 旧統一教会問題について「たまたま」抱きつかれるという言葉を使ってしまったとの答弁が真摯

- な反省を感じさせないことに対する法務大臣の見解
- シ 会合で11月9日の死刑に関する発言と同趣旨の発言を行った回数及び繰り返した理由
 - ス 法務大臣は報道されるまで自身の発言の問題性を認識していなかったことの確認

沢田良君（維新）

11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言

- ア 法務行政や法務委員会に長年携わった末に大臣に任命された時の法務大臣の所感
- イ 自らの発言により国会審議が停滞したことについての法務大臣の責任
- ウ 一連の発言が国民の法務行政への信頼を揺るがしたことについての法務大臣の見解
- エ 旧統一教会問題に「抱きつかれる」という表現を撤回した理由
- オ 法務省で働く職員や死刑執行に携わる人々への謝罪等を行う意向の有無
- カ 自らの発言により急きょ行われることとなった当委員会関係者の対応に対する法務大臣の所感
- キ 収容中の死刑確定者数
- ク 法務大臣を続けていくに当たっての意気込み

鈴木義弘君（国民）

- (1) 11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言
 - ア 死刑執行という重責を担う法務大臣の職を続けるのか否かの確認
 - イ 権力者たる大臣は資質に欠く行動を慎むべきであるとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 過去のDNA型鑑定による死刑判決に対する最新の技術での再鑑定の実施の必要性
- (3) 検察官による取調べの状況改善の有無
- (4) 立証における被告人の自白の重要度についての裁判所の評価の現状
- (5) 死刑執行命令の決裁の重みに対する法務大臣の認識及び今後の職務遂行の適否

本村伸子君（共産）

11月9日の武井外務副大臣のパーティー等における葉梨法務大臣の発言

- ア 死刑執行命令の決裁の重みについての法務大臣の認識
- イ 法務大臣が死刑執行命令の決裁について軽々しい発言をすることの不適切性
- ウ 法務行政が極めて大切な行政であると認識していたにもかかわらず法務大臣が自身の役職を「地味な役職」とであると述べた理由
- エ 法務大臣が11月10日に内閣官房長官と面会した時間帯及びその際に受けた厳重注意の内容
- オ 発言を撤回するつもりはないとした厳重注意後の記者会見時における深い反省の有無
- カ 当該記者会見において撤回するつもりはないとせず国会で正式に意見を表明したいと言うべきであったとの考えに対する法務大臣の見解
- キ 死刑の執行に携わる職員や医師の心情についての法務大臣の認識
- ク 死刑制度に関する世界の潮流についての法務大臣の認識
- ケ 国家が人命を奪うことの重大性に鑑み世界各国で死刑が廃止されていることについての法務大臣の認識
- コ 誤判による死刑の執行が取り返しのつかない国家による人権侵害であることについての法務大臣の認識
- サ 再審請求中の者に対する死刑の執行についての法務大臣の見解
- シ 死刑が誤判やえん罪によって人生を絶ってしまう可能性のある制度であることについての法務大臣の認識